

芳賀町告示第93号

芳賀町ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定め、令和7年11月6日から適用する。

令和7年11月6日

芳賀町長 大関 一雄

芳賀町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芳賀町広告事業実施要綱(平成19年芳賀町告示第31号)第10条の規定に基づき、ネーミングライツ事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町有施設等 公有財産及び町が主催する事業をいう。
- (2) 民間事業者等 民間事業者、企業及び団体等をいう。
- (3) ネーミングライツ 条例等で定める町有施設等の名称とは別に当該町有施設等で使用する愛称を付与する権利をいう。
- (4) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 町の財源確保を図るため、町と民間事業者等との契約に基づき、当該民間事業者等にネーミングライツを付与し、町がその対価となる金銭(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、町有施設等の運営又は管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(対象町有施設等)

第3条 愛称を付与することができるものは、町有施設等とする。ただし、役場庁舎、学校及び保育園のほか、施設名称の規定の経緯又は施設の性格上、ネーミングライツ事業の導入が適当でない町長が判断するものは除く。

(愛称の条件)

第4条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、町有施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさの観点から町民の理解が得られるもので、次の各号に掲げる全ての要件を満

たすものとする。

- (1) 芳賀町広告事業実施要綱第3条各号のいずれにも該当しないもの
- (2) 日本語及び英語アルファベットにより表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (3) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれがないもの
- (4) 町民の誤解を招かないもの又はそのおそれのないもの
(事業の種類)

第5条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型 町長が指定した町有施設等について、ネーミングライツを希望する民間事業者等を、期間を定めて募集することをいう。
- (2) 提案型 前号に規定する町長が指定した町有施設等以外の町有施設等について、ネーミングライツを希望する民間事業者等から、期間を定めず愛称の提案を募集することをいう。
(事業の実施)

第6条 町長は、前条第1号の公募型の実施に当たっては、町有施設等ごとにネーミングライツ料その他募集に必要な事項を定めた募集要項を作成し、公募するものとする。

- 2 前条第2号の提案型の実施に当たっては、民間事業者等からの提案を、年間を通じて随時受け付けるものとする。この場合において、愛称、ネーミングライツ料その他必要な事項は、民間事業者等の提案を受けて調整するものとする。
(応募資格)

第7条 ネーミングライツ事業に応募することができる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反する者又はおそれのある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 芳賀町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する規則（平成28年芳賀町規則第11号）第2条に規定する町税等を滞納している者
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者又はこれに類する者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する者
 - (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体等の宗教性のある事業を行う者
 - (8) 公序良俗に反する事業を行う者
 - (9) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと町長が認める者
- （申込手続）

第8条 ネーミングライツを希望する民間事業者等は、芳賀町ネーミングライツ事業申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 申込者の概要を記載した書類
 - (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - (3) 登記事項証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 最新年度の事業計画書
 - (6) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告書
 - (7) 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び町税完納証明）
 - (8) その他町長が必要と認めるもの
- （審査委員会）

第9条 町長は、前条の規定により申込書を受理したときは、ネーミングライツ事業の採用の可否を審査するため、芳賀町ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、申込みに係る次に掲げる事項について評価するものとする。

- (1) 町有施設等の愛称
- (2) ネーミングライツ料
- (3) 契約期間
- (4) 民間事業者等の経営の安定性
- (5) 町有施設等の魅力向上度
- (6) 民間事業者等の地域貢献・地域活性度
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

3 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長には副町長を、副委員長には企画課長をもって充て、委員には総務課長のほか、委員長が指名する者等をもって充てる。

5 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

8 審査委員会の庶務は、当該ネーミングライツ事業を実施する町有施設等の主管課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、審査委員会に必要な事項は、町長が別に定める。

(可否決定)

第10条 町長は、第9条に規定する審査の結果を参考として、応募に対する採用の可否及び交渉を行う順位を決定し、その順位が1位の者に対し、芳賀町ネーミングライツ事業採用決定通知書(別記様式第2号)により審査結果を通知するものとする。

(契約)

第11条 町長は、前条の規定により採用する者を決定した場合は、当該採用する者(以下「交渉権者」という。)とネーミングライツの付与、ネーミングライツ料、付与期間その他必要事項について協議を行うものとする。

2 前項の協議が整ったときは、ネーミングライツ・パートナーとネーミングライツ事業に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

3 前項の契約に当たり、当該施設が指定管理者制度導入施設の場合は、町、指定管理者及び交渉権者においてあらかじめ必要事項について協議するものとする。

(採用の取消)

第12条 町長は、前条第1項による協議が整わなかったときは、当該交渉権者の採用を取り消し、次点順位の民間事業者等に採用決定通知書により通知し、契約に係る必要事項について協議を行うことができる。

(契約期間)

第13条 ネーミングライツ事業の契約期間は、3年以上5年以下の期間とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定管理期間を考慮した適切な期間を別に設定することができる。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 第11条の規定により契約したネーミングライツ・パートナーは、芳賀町財務規則(平成6年芳賀町規則第11号)第24条に規定する納入通知書により、年度ごとに一括でネーミングライツ料を町長が定める期限までに納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツ・パートナーとの協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(費用負担)

第15条 ネーミングライツ事業の導入に伴う町とネーミングライツ・パートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第16条 町長は、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由によりネーミングライツ事業を取り消したときは、既納のネーミングライツ料を当該ネーミングライツ・パートナーに返還することができる。

2 前項の規定により町長がネーミングライツ料を返還する場合は、納付すべきネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間(1か月に満たないときは、1か月とする。)に応じた月割りで返還するものとする。

(契約の解除)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが、法令、条例、規則、要綱等に違反し又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ・パートナーの瑕疵により、ネーミングライツ事業の継続が困難であると町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により契約を解除したときは、芳賀町ネーミングライツ事業契約解除通知書(別記様式第3号)によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ・パートナーが納付したネーミングライツ料は返還しないものとし、未払いのネーミングライツ料があるときは、ネーミングライツ・パートナーは直ちに支払うものとする。

(契約解除の申出)

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、前条第1項第4号に規定する自己の都合により契約の解除を申し出ようとするときは、芳

賀町ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

（契約の更新）

第19条 ネーミングライツ・パートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉できるものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第15条関係）

費用負担の区分	芳賀町	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更 （施設看板や道路標識）※1		○
契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物や町ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、看板等を新規に設置することについては、設置の可否を含め町や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外に設置する看板については、芳賀町広告事業実施要綱等の関係法令を遵守するものとする。

※2 残部数や切替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

芳賀町長 様

申込者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

芳賀町ネーミングライツ事業申込書

芳賀町ネーミングライツ事業実施要綱第8条に基づき、次のとおり申し込みます。

1 申込内容

対象施設	
愛称（第1案）	
第1案の理由	
愛称（第2案）	
第2案の理由	
応募の動機	
ネーミングライツ料	円（年額／税込）
契約期間	年間

2 申込者

主な業務内容	
担当者所属・氏名	
連絡先	電 話： F A X： メー ル：

別記様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

芳賀町長

芳賀町ネーミングライツ事業採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった芳賀町ネーミングライツ事業申込書に係る提案について、芳賀町ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により、採用を決定したので通知します。

別記様式第3号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

芳賀町長

芳賀町ネーミングライツ事業契約解除通知書

（施設名称）のネーミングライツ事業について、次の理由により契約を解除しましたので、芳賀町ネーミングライツ事業実施要綱第17条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

契約解除年月日	年 月 日
契約解除の理由	
未納のネーミングライツ料の納入期限	年 月 日
原状回復期限	年 月 日

別記様式第4号（第18条関係）

年 月 日

芳賀町長 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

芳賀町ネーミングライツ事業契約解除申出書

芳賀町ネーミングライツ事業実施要綱第18条の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施設名称	
愛称	
ネーミングライツ付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料	円（年額／税込）
契約解除の理由	